# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年1月17日 |
| 【会社名】 | 株式会社シーエーシー |
| 【英訳名】 | CAC Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 酒匂 明彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6667)8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営統括本部長 小原 亮一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6667)8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営統括本部長 小原 亮一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成24年1月17日、取締役会において、当社の医薬品開発支援事業を会社分割（新設分割）により新たに設立する株式会社ＣＡＣエクシケア（以下、「新設会社」という）へ承継することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

医薬品開発支援分野の需要は拡大しつつあるものの、顧客ニーズの高度化により、業務領域ごとに一層きめ細かな対応が必要になってくるものと見込まれます。また、競争環境の激化に伴い、サービスラインナップの拡充、専門企業としてのブランド確立による差別化推進の必要性が高まっております。

このような環境下、当該事業の分社化により、事業特性に応じた組織・人員体制の強化を進めるとともに、経営の機動力を高めて柔軟かつ適切なリソース配分を可能とし、さらには専門企業としてのプレゼンス向上を図ることといたしました。

今後、新設会社の株式会社ＣＡＣエクシケアは、当社グループにおける医薬品開発支援事業の中核として、同分野のサービスをワンストップで、かつグローバルに提供できる体制づくりを進めます。

また、同社は、ITを活用した医薬品開発支援業務の進化を目指すことから、当社のノウハウによってこれを支援し、グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

(2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

① 会社分割の日程

分割計画取締役会決議 平成24年1月17日

分割期日（効力発生日）平成24年4月2日（予定）

※本分割は、会社法第805条の規定（簡易新設分割）にもとづき株主総会の承認を得ることなく行います。

② 会社分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

③ 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本分割に際して普通株式100株を発行し、その全部を当社に割り当てます。

④ その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年1月17日に取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりです。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割り当てられることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4) 新設会社の概要

| | |
|---|---|
| (1) 商号 | 株式会社ＣＡＣエクシケア |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋箱崎町24－１ |
| (3) 代表者 | 代表取締役社長 髙橋 久 |
| (4) 事業内容 | 創薬・非臨床、臨床開発、薬事申請、製造販売後調査、安全性情報管理など医薬品開発全般に関わるサービス |
| (5) 資本金 | 90百万円 |
| (6) 純資産 | 696百万円(注) |
| (7) 総資産 | 924百万円(注) |
| (8) 設立年月日 | 平成24年4月2日(予定) |
| (9) 発行済株式数 | 100株 |
| (10) 決算期 | 12月31日 |
| (11) 主要株主及び所有割合 | 株式会社シーエーシー 100% |

（注） 平成23年9月30日現在の数値となっております。

当社の分割する純資産及び総資産については、上記金額に分割期日前日までの増減を加除した上で確定いたします。

新設分割計画書

当社は、新設分割の方法によって設立する会社（以下「設立会社」という。）に当社の医薬ＢＴＯユニットの事業の全部を承継させることに関し、以下の通り計画する。

**（目的）**

**第１条 当社は、本計画書に定めるところに従って、新設分割の方法により、当社の医薬ＢＴＯユニットの事業の全部（以下「本件事業」という。）を新設分割により設立する会社（以下「設立会社」という。）に承継させるため、会社分割を行う（以下「本件分割」という）。**

**（設立会社の定款で定める事項）**

**第２条 設立会社の本店所在地は東京都中央区とし、設立会社の目的、商号、発行可能株式総数その他の設立会社の定款で定める事項は、別紙１「株式会社ＣＡＣエクシケア 定款」記載のとおりとする。**

**（設立会社の設立時役員の氏名）**

**第３条 設立会社の次の各号に定める設立時役員の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。**

**(1) 設立時取締役 髙橋久、松本慎仁、吉田昌亮、宮崎石基**

**(2) 設立時監査役 松村晶信**

**（設立会社が承継する権利義務）**

**第４条 設立会社が本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙２「承継権利義務明細表」に定めるとおりとする。**

**２ 当社は、前項の規定により設立会社が当社から承継するすべての債務について、一切の債務引受を行わない。**

**（設立会社が本件分割に際して交付する株式の数）**

**第５条 設立会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、そのすべてを前条第１項に規定する権利義務に代えて当社に交付する。**

**（設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項）**

**第６条 設立会社の設立時における次の各号に定めるものの額は、当該各号に定める額とする。**

**(1) 資本金 9,000万円**

**(2) 資本準備金 2,250万円**

**(3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から上記(1)及び(2)の合計額を控 除した額**

**（分割期日）**

**第７条 本件分割に係る登記をすべき日は、平成24年４月２日（以下「分割期日」という。）とする。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、当社は、取締役会の決議をもって、これを変更することができるものとする。**

**（分割条件の変更及び本件分割の中止）**

**第８条 本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができるものとする。**

**（競業避止義務）**

**第９条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。**

**（簡易新設分割）**

**第10条 当社は、会社法第805条の規定に基づき、本計画について同法第804条第１項に定める株主総会決議による承認を受けることなく本件分割を行う。**

**（本計画書に定めのない事項）**

**第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを定める。**

**平成24年1月17日**

**東京都中央区日本橋箱崎町24番1号**
**株式会社シーエーシー**
**代表取締役社長 酒匂 明彦**

**別紙１**

# 株式会社ＣＡＣエクシケア 定款

## 第１章 総則

（商号）
第１条 当会社は、株式会社ＣＡＣエクシケアと称し、英文では、CAC EXICARE Corporationと表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 次の物品に関する研究、開発、臨床・非臨床試験、調査及び試験の企画、立案、支援、情報の収集、処理及び提供並びにコンサルティング業務
① 医薬品
② 医薬部外品
③ 医療機器
④ 検査用試薬
⑤ 化粧品
⑥ 健康食品
⑦ その他ヘルスケアに関する物品
(2) ソフトウェアパッケージの開発、調達、輸出入、販売
(3) コンピュータシステムの開発、調達、輸出入、販売、保守、運用
(4) コンピュータシステムによる情報処理、情報提供サービス
(5) 前各号に関する教育、研修、指導、コンサルティング
(6) 労働者派遣事業
(7) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）
第４条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第２章 株式

（発行可能株式総数）
第５条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

（株式の譲渡制限）
第６条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株券の不発行）
第７条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式取扱規程）
第８条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章 株主総会

（招集）
第９条 定時株主総会は、毎年３月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

（基準日）
第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集地）
第11条 当会社の株主総会は東京都区内で開催する。

（招集権者及び議長）
第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（議決権の代理行使）
第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
２ 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
２ 会社法第309条第２項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）
第15条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第16条 当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第17条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

（取締役の選任）
第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第19条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第20条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
２ 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。
３ 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集）
第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
２ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
３ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第23条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）
第24条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）
第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（社外取締役との責任限定契約）
第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

## 第５章 監査役

（監査役の設置）
第28条 当会社は、監査役を置く。

（監査役の員数）
第29条 当会社の監査役は3名以内とする。

（監査役の選任）
第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（社外監査役との責任限定契約）
第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

## 第６章 計算

（事業年度）
第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（剰余金の配当）
第35条 当会社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主

または登録株式質権者に対して支払う。

（中間配当）
第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当金の除斥期間）
第37条 剰余金の配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2 未払の剰余金の配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則
第１条 当会社が設立に際して発行する株式の総数は、普通株式100株とする。
第２条 第33条の規定にかかわらず当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成24年12月31日までとする。
第３条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

別紙２

承継権利義務明細表

第１ 資産及び負債
設立会社は、当社から、次に記載する分割事業に属する資産、負債その他の権利義務を承継する。

１ 資産
分割事業に属する資産の一切
(1) 流動資産
分割事業に属する流動資産の一切。ただし、売掛金、貸倒引当金等を除く
(2) 固定資産
分割事業に属する固定資産の一切。ただし、建物、建物附属設備、リース資産、施設利用権、のれん、差入保証金等を除く

２ 負債
分割事業に属する負債の一切。
(1) 流動負債
分割事業に属する流動負債の一切。ただし、買掛金、社債、リース債務、未払費用等を除く。
(2) 固定負債
分割事業に属する固定負債の一切。ただし、社債、長期リース債務等を除く

３ 契約上の地位
分割事業に属する売買契約、委託契約、その他契約における契約上の地位の一切。ただし、不動産賃貸借契約、 リース契約を除き、労働契約については、第２に定めるとおりとする。

４ その他
(1) 分割事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から設立会社に承継することが法令上可能であるもの一切
(2) 分割事業に属する知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権の一切

第２ 労働契約上の権利義務
分割事業に従事する当社の従業員に係る労働契約の一切は、設立会社に承継しない。

以 上